平成29年度島根支部業務運営方針及び事業計画

# 平成29年度島根支部業務運営方針

## (基本理念)

- 1. 保険者機能を発揮し、地域社会の発展に貢献する。
- 2. 活力と緊張感のある組織体制を構築し、働き甲斐の持てる職場風土を確立する。

## (スローガン)

- 1. 加入者ファーストを心掛けます!
- 2. 職員同士のチームワークを大切にします!
- 3. 創造性を発揮し、積極的にチャレンジします!

## (重点取組事項)

1. 事業所とのコラボヘルス強化

(1)ヘルス・マネジメント認定制度の普及促進	【事	業計画	P 2 ]
(2)データヘルス計画の実行	[	"	P8]
2. 自治体及び各関係団体等との連携・共同事業の推進	[	"	P 2 ~ 4 ]
3. 地域医療政策への積極的関与	[	"	P 2 ~ 3 ]
4. ジェネリック医薬品の使用促進	[	″	P3]
5. レセプト点検及び債権回収の強化	[	"	P6~7]
6. コンプライアンス意識の高揚と徹底	[	"	P12]
7.情報セキュリティーの確保及び個人情報の保護管理	[	<i>''</i>	P12]

# 平成29年度 事業計画(島根支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進
	○ 加入事業所が健康づくりに取り組む動機づけを行い、加入者の健康度向上、疾病予防等を図ることを目的と
	して、「健康経営®」を島根県内の加入事業所に浸透させ、「ヘルス・マネジメント認定制度」のエントリー事業
	<mark>所数の拡大を推進する。</mark>
	※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標
	・「ヘルス・マネジメント認定制度」エントリー事業所数の拡大
	・「ヘルス・マネジメント認定制度」エントリー事業所に対する健康づくり支援事業の実施
	〇 「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質
	や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、
	加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強
	化する。
	具体的には、島根支部の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データ
	ヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図り、戦略的保険者機能の発展
	のため、その施策の評価・検証結果を次期施策に活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。
	加えて、他支部の好事例を参考とするとともに、新たに効果的な施策を検討し、島根支部において有益な業
	務を実施していく。さらに、保険者機能強化に向けて、支部間の情報共有の充実を図る。
	(2) 平成30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業(支援)計画、第3期医療費適正化計画、診
	療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革(島根県による財政運営等)について、加入者・事業主を
	代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働き
	かけを行う。
	○ 島根県の政策関係部局や県内の自治体に対して、他の保険者と連携しながら各種協議会や医療政策の立案に
	積極的に参加し、協会としての意見を発信していく。

また、自治体をはじめ他の保険者や医療関係団体等との間で、医療情報の分析や保健事業等で共同し、加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。

- (3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策
  - 医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施する。

また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査の強化を図る。

さらに、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の 保険者等と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

加えて、島根支部が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。

- ・事業所に対する総合的な啓発
- (4) ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進
  - 国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成29年央に70%以上、平成30年度から平成3 2年度末までのなるべく早い時期に80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る ため、ジェネリック医薬品の広報や薬剤師会等と連携したセミナーの開催など、更なる使用促進のための方策 を進める。
    - ・ジェネリック医薬品セミナーの実施
    - ・ジェネリック医薬品使用促進ポスターの作成配布
    - ・ジェネリック医薬品使用促進シールの作成配布
    - ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用した薬局関係者への働きかけの検 討
- (5) 地域医療への関与
  - 地域医療構想(ビジョン)の協議の場において、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携 しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

#### (6)調査研究の推進等

- 〇 保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン(第3期)に沿って、中長期的な視点から、 医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、成果を施策に反映できる調査・研究を行う。本部から提供されたデータや情報を活用し、 島根県との共同分析などにより、島根支部における特徴的な疾病構造等の分析を行う。
  - ・「島根支部における医療費の状況と傾向」による研究

#### (7) 広報の推進

- 〇 保健事業や医療費適正化など、保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝え する広報ツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させる。
- 新聞などのメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。
- 医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率 アップを図るため、島根支部独自のチラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。
- 加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、対話集会やアンケート等の加入者から 直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主へ響く広報を実 施する。
- 〇 島根県、市町村、関係団体との連携による広報において、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう努める。
- 〇 島根県、市町村、関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。
- ・関係団体と連携した医療事務合同セミナーの開催

	(8)的確な財政運営に向けた意見発信
	〇 協会けんぽの中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適
	正な負担の在り方等について、広く加入者の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1)サービス向上のための取組
	〇 加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に本部に報告し、さらなるサービスの改善に結びつける。
	さらに、加入者の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービス改善や向上を図る。
	〇 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード
	(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。
	〇 健康保険給付などの申請については、郵送による申請の促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進
	等、事務処理の効率化を図るため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。
	〇 任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。また、インターネ
	ットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。
	(2)限度額適用認定証の利用促進
	〇 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、チラシやリーフレットに
	よる広報を実施するとともに、島根県内の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利
	用促進を図る。
	また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ター
	ンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。
	(3)窓ロサービスの展開
	〇 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、
	島根支部の実情を踏まえ、創意工夫を活かしたサービスを提供する。

#### (4)被扶養者資格の再確認

〇 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

#### (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び 調査手法の検討と並行して、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請を 中心に、加入者の方に対する文書照会を実施するとともに、必要に応じて施術者に照会をする等、照会業務を 強化する。
- 不適切な申請の防止のため、文書照会時にパンフレットを同封するなど柔道整復施術受診についての正しい 知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

#### (6) 傷病手当金、出産手当金の審査強化

〇 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じた案件については、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入調査を実施するなど、不正請求防止に努める。

#### (7)効果的なレセプト点検の推進

- 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点 検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、島 根支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
  - ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底
  - ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施
  - ・支払基金との効果的な打合せ会(定例会等)の実施
  - ・点検員会議(毎月)による査定事例の集約及び共有化

- ・点検員のスキル向上のための勉強会(毎月)の実施
- ・外部委託業者の点検ノウハウによる点検員のスキルアップ
- (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
  - 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、 一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被 保険者分や協会けんぽで回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。さ らに、訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、各広報媒体や健康保険委員等 研修会等を通じて、保険証の返却について更なる周知を行う。

併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

- ・保険証の未返納者に対する文書、電話及び訪問催告
- ・医療機関窓口での保険証提示徹底ポスターの掲示
- (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進
  - 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
    - ・悪質な債務者等に対する法的手続きによる債権回収
  - 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実 な回収に努める。
    - ・医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置
- (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

〇 健康保険委員については、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応、健康保険事業への意見の
発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要
な活動を行っていただくため、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促
進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。
・対話集会の実施
〇 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との
結びつきを更に強めるべく、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

・健康保険委員委嘱拡大強化月間を定めた委嘱勧奨

#### 3. 保健事業

#### (1) データに基づいた保健事業の推進

- 〇 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し効率的かつ効果的な保健事業を推進する。
- 〇 「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より島根支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。
  - ・島根県と連携した健康イベントへの出展
  - ・運輸業への各種協働事業の展開
  - ・高血糖者に対する糖尿病対策

## 【データヘルス計画】

(上位目標)

代謝リスクの保有率を全国平均以下にする。

(下位目標)

- ① 代謝リスクについて理解し、対策を考える人が増える。
- ② 早期に代謝リスクへ対応するために医療機関を受診する加入者が増える。

③ 代謝リスクを抱えている者が多いことを「その他運輸業」の事業所(事業主・従業員)が理解し、対策を図る事業所が増える。

#### (2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

○ 第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的に取得できるセグメントを選定し、効果的にアプローチを行う。健診機関等の関係機関との連携については、島根県の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。

健診の推進に向けては、目標と進捗状況を本部と共有し、一体となって目標達成に向けた取り組みを行う。

#### <被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

- 〇 未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、外部委託を活用した勧奨を強化する。健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。
  - ・社会保険労務士と連携した事業者健診結果データの取得勧奨
  - ・民間業者による事業者健診結果データの取得勧奨
  - ・健診実施機関による事業者健診結果データの取得勧奨

## <被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

- 〇 8市との協定の具体的事業として、8市が行うがん検診との連携強化を図る。また、「オプショナル健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。
  - ・魅力ある被扶養者健診の再構築プロジェクト
- 〇 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:99,875人)
  - ·生活習慣病予防健診 実施率 60.6% (実施見込者数:60,500 人)
  - 事業者健診データ 取得率 13.4% (取得見込者数:13,400人)

〇 被扶養者 (受診対象者数: 27, 216 人)

特定健康診査 実施率 44.5%(実施見込者数:12.100 人)

#### (3)特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。

被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保 健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果 的な保健指導を実施する。

また、業種・業態健診データの分析結果や協会保健師等を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

〇 被保険者 (受診対象者数:13,228人)

特定保健指導 実施率 28.6% (実施見込者数:3,783人)

(内訳)協会保健師実施分 23.3% (実施見込者数:3,082人)

アウトソーシング分 5.3% (実施見込者数:701人)

〇 被扶養者(受診対象者数:1,125人)

•特定保健指導 実施率 4.2% (実施見込者数:47人)

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラボヘルス)

「データヘルス計画」による協働事業や「ヘルス・マネジメント認定制度」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

#### (5) 重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

- 〇 二次勧奨実施予定人数 180 人
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 -人(平成29年度実施予定)

#### (6) 各種事業の展開

○ 刷新システムの機能やデータを利活用し、健診や保健指導の勧奨を積極的に行う。

また、島根支部における「健康づくり推進協議会」の意見を活用するとともに、他支部における好事例を参考とした事業展開を行う。

地方自治体との連携については、健康づくりに関する8市協定に基づく連携を強化し、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて発信し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。

さらに、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組を進める。

- ・関係団体と連携したメンタルヘルス対策
- ・健康増進支援 Web サイト「へるし~まね」の一部リニューアル
- ・たばこ対策(リーフレットの配布・たばこ対策セミナーの実施)
- ・ウォーキング大会の実施
- ・重複投薬防止に向けた啓発事業(お薬手帳カバーの作成配布)

## 4. 組織運営及び業務改革

#### (1)組織や人事制度の適切な運営と改革

〇 組織運営の強化

支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて業務体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。また、本部及び他支部に対して積極的な意見・情報交換を行う中で、各業務における課題解決に向けた諸施策を展開する。

〇 協会理念の実践に向けた組織風土の構築

平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて人材を育成すること等により、加入者本位、 主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。

### ○ コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)及び個人情報保護やセキュリティについては、各種委員会の定期的な開催、各種研修の適確な実施により、その規律・規程等の遵守を徹底する。

#### 〇 リスク管理の徹底

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研 修の実施など、リスク管理体制を整備する。

#### (2) 人材育成の推進

〇 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、本部主催の研修及び支部内でのOJTを通じて人材育成を推進する。

### (3)業務改革の推進

- 〇 島根支部の業務運営方針や複数の支部単位で設置された業務改革会議等を踏まえ、創意工夫を提案・検討し、 具体的な改革・改善の実現を推進していく。
- 〇 業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

### (4) 経費節減等の推進

〇 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の見直しの検討を行うとともに、職員のコスト意識向上、 適切な在庫管理等の実行により経費節減を推進する。 〇 調達や執行については、支部調達審査委員会を適確に開催するとともに、ホームページにより調達結果を公表することにより、競争性と透明性の確保に努める。

# 全国健康保険協会島根支部の運営に関する目標指標(平成29年度)

## 1. サービス関係

項目	内容	目標数値
(1)サービススタンダードの遵守	・健康保険給付の受付から振込までの日数の目標達成率	100%
(1)り一こスステンタードの度寸	・健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
	・窓口サービス全体としての満足度	28 年度の状況より改善
(2)お客様満足度	・職員の応接態度に対する満足度	28 年度の状況より改善
	・訪問目的の達成度	28 年度の状況より改善
(3)お客様からの苦情	・苦情の受付件数(支部の責によるもの)	0 件
(4) 事務処理誤り	・事務処理誤り件数	0 件
(5)健康保険委員の委嘱者数	・委嘱者数	1, 700 名

## 2. 保健事業関係

項目	内容		目標数値
・生活習慣病予防健診実施率(被保険者)			60. 6%
(1)健診の実施	<ul><li>特定健康診査実施率(被扶養者)</li></ul>		44. 5%
(2) 事業者健診の取得	・事業者健診データ(被保険者)の取込率		13. 4%
(3)保健指導の実施	•特定保健指導実施率(被保険者)	協会保健師実施分	23. 3%
		アウトソーシング分	5. 3%
	<ul><li>特定保健指導実施率(被扶養者)</li></ul>		4. 2%

# 3. 医療費適正化関係

項目	内容	目標数値
(1)レセプト点検効果額	・加入者一人当たり診療報酬内容等査定効果額(10割)	28 年度を上回る
	・加入者一人当たり資格点検効果額	28 年度を上回る
	・加入者一人当たり外傷点検効果額	28 年度を上回る
	・加入者一人当たり内容点検効果額	28 年度を上回る
(4) ジェネリック医薬品の使用促進	・ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	29 年央に 75%
(5)加入者・事業主への広報	・メールマガジンの登録件数	新規登録 140 件